

貯秘第五三號

野戰高等郵便長 桑 山 鐵 男
事務取扱 拔

本年一月七日通第二〇六號令達ニ依ル郵便爲替貯金拂渡事務ニ關スル
現金其ノ他ノ計理方ハ従前ノ令達其ノ他郵便電信電話官署現金出納計
算規程等一般ノ手續ニ依ルノ外尙左ノ通心得ヘシ

四月廿七日

大 臣

記

一、拂渡ニ用フル現金ハ本邦通貨、橫濱正金銀行青島出張所引換銀行券
並同銀及軍票ニ限ルコト

二、在青島野戰局ヲ現金出納計算規程ニ依ル金庫便受授局トシ同地金庫
派出所ト資金及過超金ノ受授ヲ爲サシメ且其ノ他ノ各野戰局ニ對シ

貯 金 局

現金遞送便ニ依ル資金交付局ト爲スコト

三、青島以外ノ地ニ在ル野戰局ニ於ケル過超金ハ總テ従前ノ通守備軍金
櫃部等へ納付セシムルコト

四、在青島野戰局ニ於テ資金ヲ要スル爲同地金庫派出所ニ請求スルモ同
派出所ニ於テ資金缺乏等ノ爲其ノ交付ヲ受クルコト能ハサルトキハ
在青島野戰局ヲシテ天津郵便局ニ請求セシムルコト隨テ在青島野戰
局ニ於テ他ノ野戰局ヨリ資金交付ノ請求ヲ受ケタルモ資金缺乏ノト
キハ現金出納計算規程第十九條ニ依リ天津局ニ其ノ交付方ヲ電報シ
且其ノ旨ヲ請求局へ通知スルコト

五、同銀及軍票

（橫濱正金銀行青島出張所）ハ其ノ拂渡ヲ爲シ又ハ資金
引換銀行券ヲ含ム以下同

トシテ之カ交付ヲ受ケ又ハ過超金トシテ之ヲ金庫派出所ニ納付スル
トキハ總テ公定時價ニ依ルヘキコト但青島以外ノ地ニ在ル野戰局ニ
於テ其ノ過超金ヲ守備軍金糧部等ヘ納付スル場合ニ於テハ從前ノ通
表價ニ依ルヘキコト

六、圓銀及軍票ヲ資金トシテ受領シタルトキ現金差立元局ニ於ケル差立
時價ト自局受入時價ト異ナル場合及前日ヨリ圓銀軍票ノ越高アル場
合ニ於テ時價ニ變動ヲ生シタルトキハ新時價換算高ヲ舊時價換算高
ニ比較シ新時價換算高ノ方多キトキハ其ノ差額ヲ差增高トシ少キト
キハ其ノ差額ヲ差減高トシ貨幣交換差額證明書(様式從前ノ通)ヲ作成シ
證明書ハ受拂證據書類トシテ當日ノ出納日報ニ添付スルコト

貯 金 局

七、本令達ハ來ル三月一日以降ニ於テ青島守備軍郵便部ヲシテ青島金庫
派出所ニ打合ノ上實施シ其ノ月日ヲ報告セシムルコト

通第二〇六號

野戰高等郵便長事務取扱

逓信書記官 桑 山 鐵 男

山東省野戰郵便局所ニ於ケル普通事務取扱範圍ヲ左記ノ通り擴張スヘシ但シ執行ノ上ハ其月日ヲ報告スヘシ

一、普通事務取扱範圍ヲ擴張スヘキ局

在青島、李村、濟南、靈山、龍口各野戰郵便局

二、擴張スヘキ事務ノ種類

イ、郵便私書函ノ使用

ロ、印紙切手類賣捌所ノ設置

ハ、郵便爲替（電信爲替ヲ除ク）貯金ノ拂渡但居室拂ヲ取扱ハス

三、事務取扱ニ關シテハ以下特ニ規定スルモノノ外一般ノ規定ニ依ルヘシ

貯金局

イ、青島ニ於ケル私書函使用料ハ大形年額十二圓小形年額八圓其ノ

他ノ地ハ年額二圓トス

ロ、郵便切手類ノ割引賣捌代金ノ計理方ニ付テハ追テ通報ス

ハ、爲替貯金拂渡事務ハ其資金及過超金受授方ニ關シ別途令達スヘ

キニ付其令達ヲ待テ取扱方開始スヘシ

山東省野戰郵便局ニ於ケル普通事務

取扱範圍擴張ニ關スル要領書

- 一、野戰郵便局所ニ於ケル普通事務ノ取扱範圍ヲ左ノ通り擴張スルコト
 - (イ) 私用書留小包郵便物（外國小包郵便物ヲ除ク）ノ引受及配達交付但シ留置以外ノ特殊取扱ヲ爲サス
 - (ロ) 郵便私書函ノ使用
 - (ハ) 郵便爲替（電信爲替ヲ除ク）貯金ノ拂渡但シ居室拂ヲ取扱ハス
 - (ニ) 印紙切手類賣捌所ノ設置
- 二、前項普通事務ニ關シテハ總テ遞信省ノ指示スル規程ニ依ルコト
- 三、郵便私書函使用料ハ遞信省ニ於テ之ヲ定メ相當合達スルコト但シ青島ニ於ケル使用料ハ大形年額十二圓小形年額八圓トスルコト
- 四、郵便爲替貯金拂渡等ノ爲要スル資金ノ運用ハ遞信省ノ指示ニヨリ野戰郵便局獨立シテ之ヲ行フ力爲陸軍ニ對シ振替送金ヲ爲ササルコトヲ得
- 五、野戰郵便局所ヨリ印紙切手類賣捌所ニ賣渡ス印紙切手類ノ代金ハ本邦通貨ノ外國銀軍票ヲモ本邦通貨ト爲價ニテ之ヲ受入レ野戰局ニ於ケル印紙切手類ノ賣捌ニ關スル計理手續ニ依リ處理スルコト

貯金局